

危機関連保証(第6項)認定申請について【創業者等運用緩和】

○制度について

この制度は、国内外の金融秩序の混乱、その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰り状況が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

○対象となる中小企業者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている次の方

1. 業暦3ヶ月以上1年1か月未満の事業者
2. 前年以降の店舗増加等によって、単純な売上等の前年比較では認定が困難な事業者

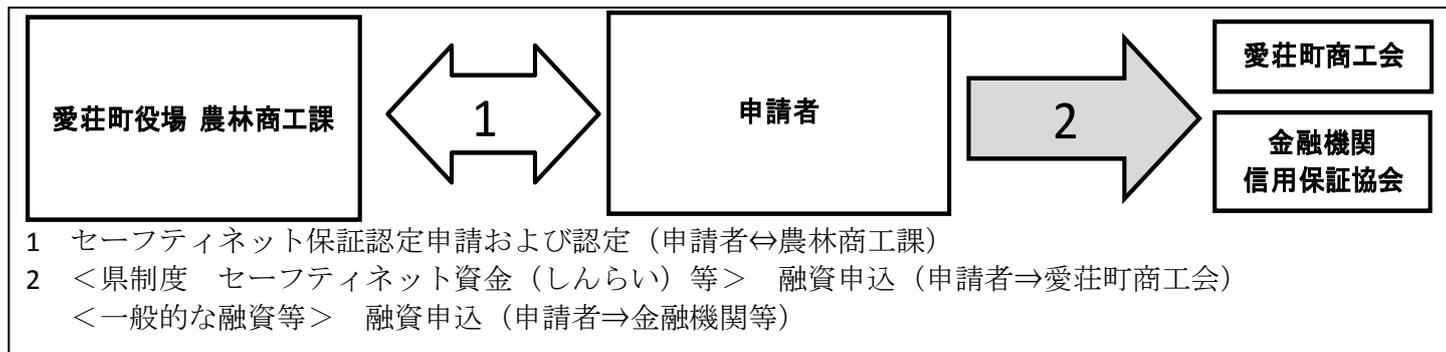
○提出書類一覧

申請者	提出書類	提出部数	特記事項
個人・法人	認定申請書（各種第6項様式）	2部	・法人は法人印 ・個人は実印
	売上高報告書	1部	※所定の様式があります。農林商工課窓口 に設置しているほか、町ホームページから ダウンロードできます。
	認定申請書および売上高報告書 の内容が確認できる書類	1部	(例) 試算表、売上台帳など ※各月の売上が確認できる書類となりま す。
	許可証、認可証	1部	※許認可業の場合
	開業届の写し	1部	※收受印が押印されたもの
個人	確定申告書	1部 (2年分)	・白色申告で月々の売上高が確認できない 場合は必ず試算表等を添付してください。 ・税務署の受付印があるものとなります。 ※電子申告の場合は、電子申告の完了を証 明できる書類が必要となります。
法人	決算報告書	1部 (2期分)	
	登記簿謄本（コピー可）	1部	※発行から3か月以内、インターネットで 取得したものは不可となります。

※必要に応じて上記以外の資料の提出を求めることがあります。

※委任される場合は委任状の提出をお願いします。

○手続きの流れ



○提出先

・愛荘町役場 農林商工課（平日 8:30から17:15）

○指定条件

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

○留意事項

- ・必要書類を添えて、農林商工課（秦荘庁舎1階）へ提出して下さい。
- ・認定書の発行は申請日から数日必要となります。余裕を持ってご申請ください。
- ・町が認定してから30日以内（認定書の有効期間内）に金融機関または信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みが必要です。（セーフティネット資金等は愛荘町商工会への申込みとなります。）
- ・本認定とは別に各金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・本認定書が信用保証を確約するものではありません。

○お問い合わせ先

- ・愛荘町役場 農林商工課（電話番号 0749-37-8051）